

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。

(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

※ 技術者要件の評価がある場合、電子入札システム・評価点申請画面で技術者等の氏名を必ず記載すること。

評価項目		配点	評価点の算定方法																				
価格点		84.5点	<p>入札価格が調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×入札価格／調査基準価格[小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>入札価格が価格点基準価格を上回る入札については次の式を用いる。 価格点＝配点×価格点基準価格／入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 調査基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項による低入札価格調査基準価格とする。</p> <p>※2 価格点基準価格から調査基準価格の範囲内の入札価格を価格最高点とする。なお、価格点基準価格とは、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第4第2項(2)に定める低入札価格調査基準価格又は同要領第4第2項(3)に定める基準算定基礎額(建設工事)のことをいう。ただし、同要領第4第2項(3)の場合には、価格点基準価格の下限値は低入札価格調査基準価格と同額とする。</p> <p>※3 入札価格とは、各応札者の入札価格とする</p> <p>※4 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。</p>																				
価格以外の評価点	工事成績	7.0点	<p>評価点＝ 7点×(工事成績点－65)／(最高工事成績点－65) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2か年に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求める。なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年とする。[小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>なお、評価対象業種は「とび・土工・コンクリート工事」です。</p> <table><tr><th>工事成績点の対象となる過去2か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和6年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和6年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和6年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><th>工事成績点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> <p>※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。</p> <p>※3 工事成績点が86点以上の場合、工事成績点及び最高工事成績点を86点として計算する。(評価点の計算において、86点を上限とする。)</p> <p>※4 工事成績点が65点の場合及び過去4か年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点、65点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※5 ①業種ごとに評価する対象業種の場合は、同評価業種として対象期間に長野県が発注した全ての工事を対象とする。 ②すべての業種を対象とする場合は、業種区分に関係なく、対象期間に長野県が発注したすべての工事を対象とする。ただし、森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象としないものとする。</p> <p>※6 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表1－1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。</p>	工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日	令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日	工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日	令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日	令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日
工事成績点の対象となる過去2か年の期間	公告日																						
令和6年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和6年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和6年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						
工事成績点の対象となる過去4か年の期間	公告日																						
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日																						
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日																						
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日																						
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日																						

価格以外の評価点	工事実績	同種工事実績	2.0点	<p>a 過去15年間にコンクリート橋梁上部工の新設、コンクリート橋梁補修(橋梁上部工)、コンクリート洞門新設又はコンクリート洞門の補修の施工実績が5件以上ある者 :2.0点</p> <p>b 上記a以外で過去15年間にコンクリート橋梁上部工の新設、コンクリート橋梁補修(橋梁上部工)、コンクリート洞門新設又はコンクリート洞門の補修の施工実績が2件以上ある者 :1.0点</p> <p>※1 過去15年間(平成23年4月1日から公告日前日まで)※に竣工した公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された工事を元請した実績により評価する。</p> <p>※2 工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めないものとする。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】同種工事実績調書(様式5-4号)</p>
		優良工事等表彰実績	0.25点	<p>建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優良工事等表彰の受賞実績を有する者(いずれも表彰日が令和5年度から令和6年度の受賞者に限る。) :0.25点</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】優良工事等表彰実績調書(様式5-9号)</p>
	地域要件		2.0点	<p>a 阿南町、下條村、泰阜村、売木村内に本店のある者 :2.0点</p> <p>b 上記a以外で南信州地域振興局管内に本店のある者 :1.0点</p>
	技術者要件	技術者資格	1.5点	<p>a 1級土木施工管理技士かつコンクリート診断士又は1級土木施工管理技士かつコンクリート技士・主任技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合 :1.5点</p> <p>b 1級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合 :1.0点</p> <p>c 2級土木施工管理技士、コンクリート診断士又はコンクリート技士・主任技士の資格を有する主任技術者が配置できる場合 :0.5点</p> <p>※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。 (登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要)</p> <p>※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。</p> <p>ただし、早期契約制度及びフレックス工期契約制度による発注案件については、工事開始日において配置できることが必要です。</p> <p>※3 若手(公告日現在で40歳未満)又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人の資格で評価することができる。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加算申請は、主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5-6号)、資格者証等の写し</p>

価格以外の特典	技術者要件	実績等	1.0点	<p>a 建設工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省、農林水産省、林野庁の優秀工事技術者等表彰を受賞した主任技術者(いずれも表彰日が令和3年度から令和6年度の受賞者を対象とする。ただし、長野県優良技術者表彰の若手部門にあつては、令和5年度から令和6年度の受賞者に限る。)を配置できる場合、又は過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する主任技術者を配置できる場合</p> <p>b 上記a以外で過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が82点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合</p> <p>c 上記a、b以外で過去4か年に竣工した国又は長野県発注の土木工事において、工事成績評定点が78点以上の実績を有する主任技術者を配置できる場合</p>	<p>:1.0点</p> <p>:0.75点</p> <p>:0.5点</p>					
				<table><tr><th>工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間</th><th>公告日</th></tr><tr><td>令和4年1月1日から令和7年12月31日まで</td><td>令和8年4月1日～令和8年6月30日</td></tr><tr><td>令和4年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td>令和8年7月1日～令和8年9月30日</td></tr><tr><td>令和4年7月1日から令和8年6月30日まで</td><td>令和8年10月1日～令和8年12月31日</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から令和8年9月30日まで</td><td>令和9年1月1日～令和9年3月31日</td></tr></table> <p>※1 工事成績評定点による加点については、主任技術者として担当した工事を要件とする。また、令和8年5月1日以降に入札公告された案件がしゅん工した工事のうち、監理技術者補佐及び資格を有する現場代理人が担当した工事は、評価の対象とすることができる。なお、評価の対象となる工事は、一定の要件を満たす工事を対象とし、現場代理人の資格は、所定の要件を満たしていることを条件とする。評価の対象となる工事及び資格は別添1－2のとおりとする。</p> <p>※2 若手(公告日現在で40歳未満)又は女性の主任技術者を配置する場合は、現場代理人が担当した主任技術者としての実績等で評価することができる。なお、現場代理人の実績等で評価できる項目は、「技術者資格」及び「実績等」であるが、各項目の加点申請は、40歳未満の主任技術者又は現場代理人のどちらか一方で統一するものとする。</p> <p>※3 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、申請に基づき、その休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。</p> <p>※4 災害復旧工事に従事した場合は、申請に基づき、この工期に相当する期間(工事開始日からしゅん工検査日まで)を評価対象期間に加えて評価することができるものとする。ただし、災害復旧工事に従事した場合とは、成績評定を実施しない工事に限る。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5－6号) 産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類 災害復旧工事成績調書(技術者要件の実績期間)(様式5-22号)</p>	工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間	公告日	令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日
工事成績評定点の対象となる過去4か年の期間	公告日									
令和4年1月1日から令和7年12月31日まで	令和8年4月1日～令和8年6月30日									
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで	令和8年7月1日～令和8年9月30日									
令和4年7月1日から令和8年6月30日まで	令和8年10月1日～令和8年12月31日									
令和4年10月1日から令和8年9月30日まで	令和9年1月1日～令和9年3月31日									
		継続教育(CPD)	0.5点	<p>建設系CPD協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が30単位以上の主任技術者を配置できる場合</p> <p>※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の3月31日までの3年間の内にあるもの。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】配置技術者予定調書(様式5－6号)</p>	<p>:0.5点</p>					

価 格 以 外 の 評 価 点	建設 マネ ジメン ト	労働環境	1.0点	経営事項審査の建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)が30点以上ある者 :1.0点 ※1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況(W1)は、公告日現在で有効な直近の経営事項審査結果通知書により確認する。 【落札候補者資格審査時の提出書類】経営事項審査結果通知書の写し
		建設 キャリア アップ システム	0.25点	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者 :0.25点 ※1 「建設キャリアアップシステムを活用する」とは、建設現場にカードリーダーを設置し、技能労働者の日々の就業履歴を蓄積するとともに、作業員名簿や施工体制の作成等の現場管理にシステムを活用することをいう。 【落札候補者資格審査時の提出書類】建設キャリアアップシステムを活用する誓約書(様式5－20号)
		小 計	15.5点	
総合評価点		100点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点	